

令和4年度 第9回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和4年 12月22日（木）			
開 催 場 所	役場第一会議室			
開 催 日 時	令和4年 12月22日 午後 13時 30分 開 会			
	令和4年 12月22日 午後 14時 05分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	米須 清和	6 番	宮嶋 扶喜子
	3 番	與那嶺 清	7 番	内間 正樹
	4 番	大竹 恭弘	8 番	仲宗根 和盛
	5 番	大城 司		
欠 席 委 員 番 号	2 番	平安山 良也		
議 事 録 署 名 委 員	3 番	與那嶺 清	4 番	大竹 恭弘

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 （開 会）	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和4年度 第9回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 2番 平安山 良也（へんざん よしや）委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 （日程第1）	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議なしと認め、書記には大城 智葉（おおしろ さとよ）さん、議事録署名委員には3番 與那嶺 清（よなみね きよし）委員、4番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業委員および推進委員改選に向けたスケジュール(案) このスケジュール(案)ですが前回の令和2年度の同じようなスケジュールになっています。途中で前倒しになる物も出てくるかと思いますが今のところこの様な案になっています。 報告3 相続土地国庫帰属制度チラシについて 報告4 その他
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第45号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第46号 非農地証明願いについて 議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第44号から第47号までですが、そのうち現地確認を必要とするのが4件ございます。現地資料確認を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
	休憩 午後 13 時 40 分 再開 午後 13 時 50 分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容を説明） 事務局といたしましては、2 ページから 5 ページにあります【別添】「3 条調査書」申請内容の確認を踏まえ、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委 員	1 番の最初の案件は基盤法で最初出したけど 3 条に切り替えたが要件を満たしてなかったんでしょうか。
事 務 局	相続人の要件を満たしていれば基盤強化促進法でもできるとのことでした。
委 員	売買でないとだめですか？
事 務 局	基本的には売買です。
委 員	法定相続人ならできるんですか？
事 務 局	そうだったと思いますが確認の為、休憩をお願いします。
議 長	確認の為、休憩いたします。
議 長	議案第 4 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	議案第４４号「農地法第３条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第４５号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第４５号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料　６ページをお開き下さい。 （議案書読み上げ） ７ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。譲受人１名、譲渡人１名、所有権移転１筆、合計８０５㎡、売買です。なお、詳細についてはお目通し下さい。 （議案書に基づいて議案第４５号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係の内容を説明） ８ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が３名、利用権の設定等をする者、貸付人が３名です。設定筆数は計５筆、合計面積１５，３３６㎡の内８，０５９㎡が設定面積です。使用貸借が４筆、賃貸借１筆となっています。こちらも詳細についてはお目通し下さい。 （議案書に基づいて議案第４５号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係の内容を説明） 事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について質疑はございませんか。
委 員	基盤法の所有権移転の対価についてこの間もお話しましたが坪５千円とあるが総額が書かれてないので売買する時は細かい金額が出てくるので総額の表示をした方が良いと思います。３条は嘱託登記しないの

	で基盤法だけでもした方が良くと思います。
事務局	各市町村にも確認して検討します。
委員	最低限のチェックがされていないと基盤法では最終的なお金のやり取りするので少なくとも総額書かないと、売る方は1円でも欲しいけど買う方は千円単位はカットして欲しいなど、お金のやり取りでおかしくなる思うので。
議長	議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
委員	この間、基盤法の利用権設定の申請をしようとしたらできなかった件です。兄弟間で営農上、便利な方で貸し借りをしているが期限が切れて再設定をするのもう高齢なので息子さんがやっていて世帯で農業をやって5,000㎡の条件を満たしていたが息子さんがアパート暮らしになって、世帯が別になって3,000㎡になってしまい農業委員会で利用権設定の手続きをしようとしたら5,000㎡に満たないので出来ないと断られてしまったけど、農業をやっていない人であればこういうケースもあると思いますが、ずっと農業をしている人に対して5,000㎡というのは、現実的でないし、今までは受けていたと思いますが最近数年は厳密にやっていたと思いますが、4月からはこういった条件も緩和されるしどうかなという。
事務局	事務局としては条件を満たしていないという事でお返ししました。ホームページにも載せているので今まできた方達も基盤強化法の50㎡の条件を満たしていない方は皆さんお断りしています。
議長	これは、今帰仁村農業委員会で決められるんじゃないですか。
委員	毎年、4月に下限面積をどうしますか下げますかと提案はしたけど下げる必要はないと下げていない。今更、下限面積をどうすると決めても来年4月からは下限面積なども撤廃が施行されるので今から決める
	(異議なしの声あり)
議長	議案第45号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第46号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第46号「非農地証明願いについて」説明

		いたします。お手元の資料 9 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認書等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。 以上です。
議	長	ただ今、説明がありました議案第 4 6 号「非農地証明願いについて」質疑はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	議案第 4 6 号「非農地証明願いについて」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 4 6 号「非農地証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは、私のほうから議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の資料 1 0 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 4 7 号整理番号 1 番について内容を説明) 以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員		議案第 4 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。

議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。
	(質疑がなければ進行)
議長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号１番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第４７号整理番号２番について内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については、令和４年１２月１５日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありました。本件について質疑はございませんか。
	(質疑がなければ進行)
議 長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしとのことでありますので、議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番については原案通り可決決定いたします。 続きまして議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について説明いたします。 （議案書に基づいて議案第４７号整理番号３番について内容を説明） 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第２種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番については、令和４年１２月１５日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、面接対応委員の報告がありましたが、本件について質疑はございませんか。
	（質疑がなければ進行）
議 長	議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番について、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第４７号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号３番については原案通り可決決定いたします。

[illegible]

